

## リチウムイオン電池、リチウムイオン電池使用製品及び電池の廃棄時のお願い

世界中でリチウムイオン電池とその使用製品の廃棄時の火災が頻繁に発生しています。豊田市では、火災防止のために電池等は「有害ごみ」で分別していただいているところですが、更なる火災防止の徹底のために**以下の3点をお願いします。**

### 1 電気ショートによる発火を防ぐため電池はすべて電極部をテープ等で絶縁処理してください。

絶縁の例 →



### 2 膨張・変形したものは発煙・発火の危険性が高いため、リサイクルステーションの職員に手渡ししてください。

### 3 取り外しが簡単にはできない（電池交換式ではない）電池を無理に取り外そうとすると発煙・発火の危険性があるため、分解せずそのまま出してください。

#### リチウムイオン電池・電池使用製品の判別方法



リチウムイオン電池本体には、リサイクルマークが表示されています。



電池使用製品には表示がなくても、「充電できる製品」や「電源につながなくても動く・光るなどする製品」には、リチウムイオン電池が使用されている可能性があります。

#### リチウムイオン電池が使用されている製品の具体例



出典：環境省ウェブサイト ([https://www.env.go.jp/recycle/waste/lithium\\_1/index\\_00002.html](https://www.env.go.jp/recycle/waste/lithium_1/index_00002.html))、PDL1.0 ([https://www.digital.go.jp/resources/open\\_data/public\\_data\\_license\\_v1.0](https://www.digital.go.jp/resources/open_data/public_data_license_v1.0)) 「チラシデータ」(環境省) (<https://www.env.go.jp/content/900532351.pdf>) を編集・加工して使用

※できるだけ電池切れの状態でお出しください。

膨張・変形したものは、危険ですので電池切れにする必要はありません。

表面のお願いに加えて、

## 引き続き分別の徹底をお願いします。

リチウムイオン電池使用製品は「有害ごみ」で収集しています！

- ・**資源の日（月に1回収集）** 又は**リサイクルステーション**の、「**電池・バッテリー・充電式小型家電**」のかごに出してください。
- ・ただし、一辺が 30 cmを超えるもの、電池が取り外せるものは「**金属ごみ**」です。（取り外した電池は「有害ごみ」）

ごみ処理施設や作業員の安全のため

モバイルバッテリーやリチウムイオン電池使用製品は  
~~「燃やすごみ」~~ や ~~「プラスチック製容器包装」~~ の袋には  
**絶対に入れないでください！**

**ごみの処理ができなくなります！**



【渡刈クリーンセンターの火災の様子】



※モバイルバッテリーや充電式小型家電に含まれるリチウムイオン電池は、過度な力が加わると、発熱、発火します。  
ごみ収集車やごみ処理施設では、ごみを効率よく処理するため圧縮、破碎をしており、混入したリチウムイオン電池により発火しています。